

(目的)

第1条 この規則は、旅客営業規則（以下「営業規則」という。）第14条第3項に基づき、京福電気鉄道株式会社（以下「当社」という。）におけるICチップを搭載した電子式証票（ICカード）を使用して当社線を利用する旅客の運送等について、合理的な取扱方法を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) ICカード
当社が当社線内を乗車券として使用可能であると認めたICカードをいいます。
- (2) デPOSIT
ICカードを返却することを条件に、当該ICカードの使用権の代価として当社に納付する預り金のことをいいます。
- (3) カード処理機
車内及び駅に設置し、ICカードおよび磁気化した乗車券、スルッとKANSAIシステム対応カード等の磁気カードを処理する装置をいいます。
- (4) ストアードフェア（以下「SF」という）
専ら乗車料金の支払いに充当するため、ICカードに記録される金銭的価値をいいます。
- (5) 記名式ICカード
ICカードの券面に使用者の記名を行い、かつ、ICカードに使用者の氏名を記録した、記名人式のICカードをいいます。
- (6) ポストペイ
ICカードで当社線を乗車した場合の普通旅客運賃を後払いすることをいいます。
- (7) ポストペイ式ICカード
ポストペイ機能をもつICカードをいいます。
- (8) プリペイド
ICカードで当社線を乗車した場合の普通旅客運賃をSFにて支払うことをいいます。
- (9) プリペイド式ICカード
プリペイド機能を持つICカードをいいます。
- (10) チャージ
ICカードに入金してSFを積み増しすることをいいます。

(適用範囲)

第3条 ICカードによる当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。

- 2 この規則が変更された場合、以後のICカードによる旅客の運送等については、変更された規則の定めるところによります。
- 3 この規則に定めのない事項については、当社旅客営業規則等の定めるところによります。
- 4 ICカードによる共通利用が可能な社局線内のうち、当社線以外の運送等については、当該社局の運送約款等の定めによります。

(契約の成立時期および適用規定)

第4条 ICカードによる旅客との運送契約の成立時期は、ICカード処理機による処理を受けたときとします。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約が成立した時の規定によります。

(規則等の変更)

第5条 この規則およびこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

(旅客の同意)

第6条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(取扱区間)

第7条 当社においてICカードが使用できる区間は、以下の路線及び区間とします。

嵐山本線 四条大宮～嵐山間 北野線 北野白梅町～帷子ノ辻間

(利用の制限または停止)

第8条 当社は旅客運送等の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは、次に掲げるICカードの利用の制限または停止を行いません。

- (1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、乗車する列車等の制限または停止
- (2) ICカード処理機による処理等の制限または停止

2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。

3 本条に基づくICカードの利用の制限または停止に対し、当社はその責を負いません。

(ICカードの名称、有する機能および発行者名)

第9条 当社線で使用可能なICカードの名称、有する機能および発行者名は別表第1に定めます。

2 当社線内のみで使用可能なICカード（以下「ハウスカードという」）を発行します。

3 前項にかかわらず一部のICカードについては、当社線で使用できない場合があります。

(ICカードの種類と様式)

第10条 ICカードには大人用と小児用があります。

2 ハウスカードには記名式と無記名式があります。

3 当社で使用を認めるICカードの様式は別に定めます。

(ICカードの発行申込方法等)

第11条 当社線で使用可能な他社局発行のICカードの発行申込方法および発行方法は、当該ICカードの発行者が別に定めます。

2 ハウスカードの発行申込方法および発行方法は、次の各号によるものとします。

(1) 記名式

- ・ 記名式ハウスカードの発行を希望する旅客は、所定の申込用紙に、住所、氏名、生年月日、性別等、当社がサービス提供のために必要とする情報を記入します。
- ・ 当社は所定の申込用紙に記入された情報を元に、旅客の情報を登録し、氏名等を印字したハウスカードを発行します。

(2) 無記名式

- ・ 無記名式ハウスカードの発行を希望する旅客は、当社にその旨を申告します。
- ・ 小児用ハウスカードは全て記名式とするため、前号に定めるところによります。

(ICカードの所有権及びデポジット)

第12条 ICカードの所有権は特に定めるものを除き、当該ICカードの発行者の定めるところによります。

- 2 ハウスカードの所有権は当社に帰属し、ハウスカードを発行するにあたっては、旅客に一時貸与することとします。
- 3 前項によりハウスカードを一時貸与する場合、デポジットとして1枚につき500円を徴収します。
- 4 第2項により一時貸与したハウスカードを当社に返却したときは、当該旅客に一時貸与時に徴収したデポジットを返金します。
- 5 第3項のデポジットは、運賃及び料金等に充当することはできないものとします。

(ICカード紛失等の再発行)

第13条 ICカードの盗難または紛失等による再発行については、当該ICカードの発行者の定めるところによります。

- 2 ハウスカードについては、記名式の場合に限り再発行を行うものとし、当社指定の再発行申請書に記入の上、当社駅窓口で手数料（500円）を支払うことにより、取り扱うこととします。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、ハウスカードの再発行を行いません。
 - (1) ハウスカードの裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
 - (2) 乗客の故意又は重大な過失によりハウスカードが使用できない状態になった場合

(使用方法)

第14条 ICカードは、旅客が降車する際にカード処理機のICカード読取部分にICカードを接触させることにより使用することができます。

- 2 他社局発行のICカードで、ポストペイ及びプリペイドの両方の機能を備えたカードについては、ポストペイ処理を優先するものとします。

(ポストペイ処理)

第15条 ICカードを使用する場合で、ICカードのポストペイ機能で乗車した場合の旅客運賃は、当該ICカードの発行者または発行者が業務を委託する者が、旅客に請求します。

(1) 利用額割引の適用

全てのポストペイ式 IC カード利用者に適用し、月の初日から末日までの間において当該カードの記名人が当社線を利用した普通運賃の総額に、別表第 2 に定める利用額に応じた逓減率を乗じて得た額とします。(1 円未満は、切り捨てるものとする。)

(2) 登録型割引の適用

次条による登録を行った者については、別表第 3 に定める額とし、月の初回利用時に当該月分の運賃の請求が発生するものとします。

2 ポストペイ式 IC カードを記名人以外の者の利用のために使用したときの運賃は、普通旅客運賃の額とします。

(登録及び取消手続)

第 16 条 登録型割引のうち通勤サービスの登録又は取消は、次に掲げる方法により行います。

(1) 運輸課事務所に登録・取消届出書を提出する方法

(2) インターネットを利用して、ポストペイ式 IC カードの発行事業者が別に定める方法
但し、小児については第 1 号による取扱のみとなります。

2 登録型割引のうち通学サービスの登録又は取消を行う者は、前項第 1 号による方法に加え、旅客営業規則に定める通学定期乗車券の購入方により行うこととします。

(登録の期間)

第 17 条 登録型割引料金の登録は、登録を行った日が月の初日から 15 日までの間にあっては登録を行った日の属する月又はその翌月のうち登録を行った者が選択した月から、16 日から月末までの間にあっては登録を行った日の翌月から開始します。

2 登録の期間は、通勤サービスにあっては無期限又は 1 年に満たない月を単位とする期間とし、通学サービスにあっては登録を開始した月から当該開始月の属する年度の末日までとします。

(プリペイド処理)

第 18 条 第 14 条の規定により他社局発行の IC カードを使用する場合で、プリペイド機能で乗車されたときの片道普通旅客運賃は当該カードの SF から減額します。ただし、SF 残額がその乗車区間の片道普通旅客運賃相当額に満たない場合は残額を減額したうえで、その不足運賃を現金、スルツと KANSAI 対応カード等の決済手段で精算できます。

2 IC カードで乗車される場合、当該カードのポストペイが有効である場合は、ポストペイ機能を優先することにしプリペイド機能は使用できないものとします。

(乗り継ぎ割引処理)

第 19 条 IC カードによって乗継割引区間を乗車した場合は、別に定めるところにより乗継の割引を行うことがあります。

(他社局発行の IC カードへの SF のチャージ)

第 20 条 旅客は、運輸課事務所内に設置の機器で他社局発行の IC カードに SF をチャージすることができます。

- 2 前項の場合、ICカードには、1回あたり1,000円単位の額をチャージすることができます。
- 3 ICカードのSFの残額は、20,000円（小児カードも同額）をこえることはできません。

（他社局発行のICカードへのSFのオートチャージ）

第21条 旅客は、第20条に定めるほか、ポストペイ機能を有するICカードの発行者に予め申し込むことにより、当社のカード処理機で処理した際にICカードのSF残額が1,000円（小児カードは500円）以下であった場合に2,000円（小児カードは1,000円）のSFを自動的にチャージ（以下「オートチャージ」という。）することができます。なお、オートチャージ代金の支払方法は、当該ICカードの発行者が定めるところによります。

（ハウスカードへのSFのチャージ）

第22条 旅客は、カード処理機で当社の発行するハウスカードにSFをチャージすることができます。

- 2 前項の場合、ハウスカードには、1回あたり2,000円（小児カードは1,000円）をチャージすることができます。
- 3 前項によるチャージ額は、別表第4によるSFをチャージすることとします。
- 4 ハウスカードの残額は、20,000円（小児カードも同額）をこえることはできません。

（ハウスカードのSF有効期限）

第23条 ハウスカードに蓄積されたSFの有効期限は、前条によって最後にチャージを行った日から6カ月目の月の末日とします。

- 2 前項に定める期限を過ぎたSFは無効となり、SFの使用、払戻、返金等はできません。

（使用上の制限事項）

第24条 次に掲げるICカードは、使用することができません。

- (1) SF残額が10円未満のもの
- (2) 偽造、変造又は不正に作成され、または不正に取得されたもの
- (3) ICカード発行事業者が使用を停止したもの

- 2 1回の乗車につき、2枚以上のICカードを同時に使用することはできません。
- 3 ICカードは、他の乗車券と併用して使用することはできません。
- 4 ICカードのSFを使用して当社が発行する乗車券を購入することはできません。
- 5 記名式ICカードは、当該カードに記録された記名人以外の者が使用することはできません。

（ストアードフェアの残額の確認）

第25条 プリペイド式ICカードのストアードフェアの残額は、当社が別に定めるところにより確認することができるものとします。

(処理時の制限)

第 26 条 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カードを使用して運賃の支払い処理をすることはできません。

- (1) IC カードにより乗車以外の目的により駅に入場し、同一駅から出場しようとするとき
- (2) IC カードの破損、カード処理機の故障または停電等やむを得ない事情により IC カードの処理ができないとき
- (3) IC カードのプリペイド機能を利用する場合であって、処理時に当該カードの SF 残高が 10 円に満たないとき
- (4) IC カードのプリペイド機能を利用する場合であって、処理時に当該カードの SF 残高が減額する運賃相当額に満たないとき
- (5) IC カードの乗車券としての効力に別途有効期限が定められている場合であって、かつその有効期限を過ぎているとき

(IC カードのポストペイ機能の制限または停止)

第 27 条 当社は、IC カードのポストペイ機能にかかる電子計算機の故障、電子計算機の作動プログラムの異常、通信回線の不良、カード処理機等の端末装置の故障および異常等が発生し、ポストペイ機能の円滑な提供ができないと判断するときは、ポストペイ機能による当社線の利用を制限または停止することがあります。

(特定の IC カードの制限または停止)

第 28 条 IC カードのポストペイ機能による一定期間の利用が、予め当該 IC カードの発行者が定める限度額をこえた場合には、当該カードのポストペイ機能により当社線を利用することはできません。

- 2 IC カードの有効期限を過ぎて、当該 IC カードにより当社線を利用することはできません。
- 3 発行者がその定める規約に基づき、特定の IC カードについて使用を制限または停止した場合は、当該カードのより当社線を利用できないことがあります。

(無効となる場合等)

第 29 条 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カードを無効とします。

- (1) 利用資格を限定した IC カードを、その資格を有しない旅客が使用したとき
 - (2) その他、IC カードをその使用条件に基づいて使用しないとき
- 2 記名式の IC カードを記名人以外の旅客が使用した場合、および偽造、変造もしくは不正に作成された IC カードを使用した場合または使用しようとした場合は、当該カードを無効として回収します。
 - 3 その他、IC カードを不正乗車的手段として使用した場合または使用しようとした場合は、当該カードを無効とします。

(不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等)

第 30 条 第 29 条の規定に該当する場合は、片道普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とを、あわせて收受します。この場合の片道普通旅客運賃および増運賃は、現金、磁気カード等 IC カードのポストペイ機能以外の決済手段でお支払いいただきます。

- 2 本条の規定により増運賃を收受する場合、特別の事由があつて別段支障が無いと認められるときは、増運賃の減免等を行うことがあります。

(SFの返金)

第31条 他社局が発行するICカードに蓄積されたSFの返金は、当該ICカードの発行者が定めるところによります。

2 ハウスカードに蓄積されたSFの返金は、別表第4の金額によるものとし、その際に生じる端数についてはハウスカードにSFを残すものとします。

(列車運行不能時等の取扱い)

第32条 旅客は、ICカードで旅行開始後、列車が運行不能となった場合は、次の各号のいずれかを選択して、請求することができます。

(1) 旅行開始駅までの無賃送還

降車時にICカード処理を行わずご利用頂きます。

(2) 旅行開始駅に至る途中駅までの送還

降車する途中駅にて片道普通旅客運賃相当額をICカードにより収受します。

(3) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、旅行開始駅から当社線による旅行中止駅までの片道普通旅客運賃相当額をICカードのより収受します。

2 当社が、不通区間に対して振替輸送等を行なう場合の取扱いについては、別に定めるところによります。

(免責事項)

第33条 紛失したICカードの払い戻しやストアードフェアの使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責めを負いません。

(細則)

第34条 当社は、この規則の実施に関し必要な事項を別に定める場合があります。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。(制定)

付 則

この規則は、平成25年3月23日から施行する。(改定)

別表第 1

IC カードの名称	IC カード発行事業者名	有する機能
PiTaPa	株式会社スルッと KANSAI	ポストペイ
ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社	プリペイド
地方公共団体等乗車券付 IC カード	株式会社スルッと KANSAI 及び地方公共団体等	プリペイド
Kitaca	北海道旅客鉄道株式会社	プリペイド
PASMO	株式会社パスモ	プリペイド
Suica	東日本旅客鉄道株式会社 東京モノレール株式会社 東京臨海高速鉄道	プリペイド
manaca	株式会社名古屋交通開発機構 株式会社エムアイシー	プリペイド
TOICA	東海旅客鉄道株式会社	プリペイド
nimoca	株式会社ニモカ	プリペイド
はやかけん	福岡市交通局	プリペイド
SUGOCA	九州旅客鉄道株式会社	プリペイド
ハウスカード	当社	プリペイド

別表第 2

適用区分		逡減率
大人	小児	
2,000 円以下	1,000 円以下	100.0%
2,001 円から 2,200 円まで	1,001 円から 1,100 円まで	0.0%
2,201 円から 4,200 円まで	1,101 円から 2,100 円まで	100.0%
4,201 円から 4,400 円まで	2,101 円から 2,200 円まで	0.0%
4,401 円から 6,400 円まで	2,201 円から 3,200 円まで	100.0%
6,401 円から 6,600 円まで	3,201 円から 3,300 円まで	0.0%
6,601 円から 8,600 円まで	3,301 円から 4,300 円まで	100.0%
8,601 円以上	4,301 円以上	0.0%

別表第3

種類・連続利用期間		1・2カ月目	3カ月目	4・5カ月目	6カ月目
通勤サービス	大人	7,500円	6,370円	7,500円	4,120円
	小児	3,750円	3,180円	3,750円	2,060円
通学サービス	大人	4,000円	3,400円	4,000円	2,200円
	小児	2,000円	1,700円	2,000円	1,650円

備考

- 1 月の初日から末日までの間において当社線の利用がない場合は、運賃を徴収しない。この場合において、登録期間に応じた料金は、適用しない。
- 2 前項の場合における登録期間は、当該利用がない月の翌月を、1カ月目とみなし、この表を適用する。
- 3 連続利用期間が6カ月を超えた場合、連続利用を開始した月から運賃の支払月までの月数から6の整数倍を減じて得た月数を連続利用期間とみなし、この表を適用する。
- 4 この表における「通勤サービス」とは、通学サービス適用者以外の者をいう。

別表第4

区分	金額	SFチャージ額
大人	2,000円	2,200円
小児	1,000円	1,100円